

標準型（指名型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、標準型（指名型）プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月（令和 3 年 3 月一部改訂）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和 3 年度版）」に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和 4 年 6 月 3 日

青森県知事 三村 申吾

記

1. 業務概要

(1) 業務名

河砂委第 4001 号 青森県海岸保全施設基本条件検討業務委託

(2) 業務目的

本業務は、青森県沿岸における気候変動の影響による長期変化を勘案した施設の設計外力を設定するため、青森県沿岸に存在する潮位・波浪観測記録等を収集・整理したうえで、変化傾向を検討し、海岸保全計画改訂にむけて今後の課題を整理することを目的とする。

(3) 主たる業務内容

1. 朔望平均満潮位及び平均海面上昇量の実態整理
2. 潮位偏差・波浪の実態整理
3. 海岸保全基本計画改訂にむけての課題整理

2. 業務量の目安

本業務の業務量は 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 工期

契約締結の翌日（令和 4 年 7 月下旬予定）～令和 5 年 3 月 25 日

4. 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者を含む。）であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 日本国内に、本店を有していること。
- 6) 青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日付け青監第 323 号）に基づく知事の指名停止の措置を、受注意思表示の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- 7) 所定の期限までに受注意思確認を行ったものであること。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：配置技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務理解度・実施手順
- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

6. 手続き等

- (1) 担当部局
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループ
担当：かさい 笠井、そとかわ 外川、すけがわ 助川（窓口）
TEL：017（734）9665（直通）
FAX：017（734）8191
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和 4 年 6 月 3 日から令和 4 年 6 月 28 日まで青森県県土整備部河川砂防課ホームページで交付する。
- (3) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法
令和 4 年 6 月 28 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課 河川・海岸グループ担当者へ提出する。
(持参及び郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない。)

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1(500万円以下の場合は100分の5)以上の額。
ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記6.(1)に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。